

いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP） 導入可能性調査業務 標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、いなべ市下水道課（以下「当市」という。）において、下水道施設（公共下水道施設（管路施設、マンホールポンプ等）及び農業集落排水施設（污水处理施設、管路施設、マンホールポンプ））における官民連携手法の導入に向けて、下水道施設の現状と課題に整理を行うと共に、対象施設・業務、事業手法等の検討、民間事業者へのサウンディング型市場調査を実施し、当市に最適な事業スキームの検討を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 提出書類

（１） 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、当市の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

ア 着手届 イ 工程表 ウ 管理技術者届 エ 職務分担表

オ 完了届 カ 納品書 キ 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

（１） 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２） 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議及び現地調査に出席しなければならない。

（３） 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に、監督職員の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、当市の検査職員の検査を持って、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続によって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献名その他の資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、当市、受注者の協議によるものとする。

第2章 調査及び計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当たり、十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅延なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現場踏査は計画対象地域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、必要に応じ踏査するものとする。

2.4 調査及び計画

受注者は当市から提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）導入可能性調査業務特記仕様書」の業務内容に基づいて報告書を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認及び作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|----------------------|-----|
| (1) 報告書 | A 4 版製本 | 3 部 |
| (2) 報告書概要版 | A 4 ・ A 3 | 3 部 |
| (3) その他関係図書 | | |
| (4) 打合せ議事録 | | |
| (5) 電子成果品一式 | C D - R 又は D V D - R | 1 枚 |

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き (日本水道新聞社)
- (2) 下水道計画の手引き (全国建設研修センター)
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (国土交通省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (日本下水道協会)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (10) 下水道汚泥広域利活用検討マニュアル (日本下水道協会)
- (11) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン (案) (国土交通省)
- (12) 下水道未普及解消のための事業推進マニュアル (案) (国土交通省)
- (13) 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン (案) (国土交通省)
- (14) 民間資金等活用事業推進室 (PFI推進室)
- (15) PFI事業実施プロセスに関するガイドライン (内閣府)
- (16) PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン (内閣府)
- (17) VFM (VaLUE For Money) に関するガイドライン (内閣府)
- (18) 契約に関するガイドライン PFI事業実施契約における留意事項について (内閣府)
- (19) モニタリングに関するガイドライン (内閣府)
- (20) いなべ市下水道事業経営戦略 (いなべ市水道部)
URL: <https://www.city.inabe.mie.jp/shisei/keikaku/keikaku/1014803.html>
- (21) いなべ市上下水道耐震化計画 (いなべ市水道部)
- (22) いなべ市下水道ストックマネジメント計画 (いなべ市水道部)
- (23) いなべ市公共下水道事業計画 (いなべ市水道部)
- (24) いなべ市農業集落排水統合検討業務 (いなべ市水道部)
- (25) いなべ市下水道地震対策緊急整備計画 (いなべ市水道部)
- (26) いなべ市下水道総合地震対策計画 (いなべ市水道部)
- (27) 第2次いなべ市一般廃棄物処理計画 第4章 (いなべ市環境部)

URL:<https://www.city.inabe.mie.jp/shisei/keikaku/keikaku/1002188.html>

(28) 農業集落排水施設に関する参考図書

(一社) 地域環境資源センターホームページ出版案内等の「出版物一覧」及び「パンフレット一覧」

URL : <https://www.jarus.or.jp/HP2024/jrs8000.php>

※その他関係すると思われる図書